

G X推進による地域産業力強化に関する
理解醸成イベント企画・実施業務
実施要領

令和8年7月

八戸市 商工労働まちづくり部 商工課

八戸市では、令和8年3月に「八戸市GX・次世代エネルギービジョン2050」を策定し、GXの推進による地域産業力の強化に向けた取組を進めている。

本業務は、令和8年10月開催予定のはちのへほコテンのブースにおいて、主に市民を対象として、「GX」や「次世代エネルギー」というテーマを、体験や学びを通じて楽しく分かりやすく伝えるイベントを開催するものである。

本実施要領は、当該業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

実施要領

1. 企画提案を求める事業内容

(1) 名称

GX推進による地域産業力強化に関する理解醸成イベント企画・実施業務

(2) 業務内容

別紙「GX推進による地域産業力強化に関する理解醸成イベント企画・実施業務委託要求水準書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年11月20日（金）まで

(4) 委託料上限額

1,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式（書類審査）による一者随意契約

2. 参加資格等

参加資格を有する者は、(1) 又は (2) のいずれかの条件を満たす者とする。

(1) 参加者が単体の法人等の場合は、次の条件を全て満たすこと

- ① 企業、NPO法人、その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。
- ② 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有すること。
- ③ 公告日から起算して過去5年間に於いて、元請として地方自治体発注の類似業務に係る実務実績を有すること。
- ④ 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号）第114条の規定に該当しない者であること。

- ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- ⑦ 租税公課の滞納がないこと。
- ⑧ 個人情報の取扱いについて、適切な措置を講じていること。

(2) 参加者が共同企業体である場合は、次の条件を全て満たすこと

上記「2. 参加資格等」(1)の①から③の条件を共同企業体の代表事業者が満たし、かつ①から②及び④から⑧の条件を共同企業体のすべての構成事業者が満たしていなければならない。

その上で、次の事項に留意すること。

- ① 参加申込書を提出する際に、業務委託共同企業体協定書(様式6)を提出すること。これに基づき、本委託業務を共同で行うこと。
- ② 共同企業体を構成する事業者のうち、1事業者を代表事業者として定めること。また、代表事業者及び構成事業者を変更することはできない。
- ③ 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で参加することはできない。

3. 業務実施上の条件

本業務の全部又は主たる部分(本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)を第三者に委託又は請け負わせることはできないものとする。また、本業務の主たる部分以外の部分について第三者に委託又は請け負わせる場合は、個人情報の取扱いに十分注意し、事前に八戸市の承認を得た上でこれを行うものとする。

4. 選考スケジュール(予定)

期日	内容
7月21日(火) 17時まで	質問の受付期間
7月24日(金) まで	質問に対する回答期限
7月30日(木) 17時まで	企画提案書の提出期限
8月17日(月) まで	選考結果の通知
8月26日(水) まで	契約に関する協議・締結

5. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

電子メールにより「質問書（様式1）」を提出すること。

※電子メール送信後は市担当者に電話で受信確認の連絡をすること。

メール：shoko@city.hachinohe.aomori.jp

電話：0178-43-2162（八戸市商工課直通）

(2) 受付期限

令和8年7月21日（火）17時まで（必着）

(3) 回答方法

電子メールにより回答する。

(4) 備考

- ・質問内容及び回答は、質問者を伏せた上で、市ホームページに掲載する。
- ・質問は、企画提案書の作成、提出に必要な事項及び事業実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る内容など、本事業の実施に必要ないと判断されるものについては回答しない。

6. 申込手続き

(1) 企画提案書・添付書類の提出

①提出書類

書類名称	様式	部数
ア 参加申込書	様式2	1部
イ 会社概要書	任意様式 (パンフレット可)	6部
ウ 企画提案書	任意様式	6部
エ 経費積算書	様式3	6部
オ 誓約書	様式4	1部
カ 履歴事項全部証明書		1部
キ 印鑑証明書		1部
ク 業務委託共同企業体協定書（※1）	様式6	1部
ケ 納税証明書（※2）		1部

※1 共同企業体として参加する場合のみ提出すること。

※2 納税証明書について

税目	内容	請求先
市税 ※八戸市内の業者の場合のみ提出	市税の滞納が無いことの証明	八戸市 資産税課
法人税	未納税額の無いことの証明（納税証明書「その3」又は「その3の3」）	本店所在地 管轄の税務署

②企画提案書の記載項目

項目	記入内容
実施内容	ア 業務の実施方針(業務目的・コンセプトの理解) ビジョン策定の背景や目的を正しく理解した上で、ターゲット層の特性を踏まえたイベントの基本方針（コンセプト等）を記載すること。 イ イベントの具体的な企画・構成案 市指定及び自社提案のコンテンツを効果的に用いて、市民の関心と理解を惹きつけるための具体的な実施内容を記載すること。 ウ 実施手法・スケジュール 準備から当日までの全体スケジュールや当日運営のタイムスケジュールについて記載すること。
実施管理体制 ・実績	エ 実施管理体制 本業務に確実に従事できる統括責任者や担当者などの業務遂行体制を記載すること。また、悪天候等の屋外リスクに対する管理体制についても記載すること。(当日のブース運営におけるスタッフの配置人数や役割分担、緊急時の指揮命令系統を含む) オ 類似実績やネットワークの活用 過去に請け負った同種・類似業務（自治体のイベント企画・運営、環境・GX分野の啓発、または屋外イベント出展実績などの実績や、本業務に活かせる独自のノウハウ・ネットワーク）について記載すること。
経費積算書 (様式3)	カ 実施内容ごとに経費を記載すること。

【留意事項】

- ・提案書はA4片面カラー印刷とすること。
- ・再委託を見込む場合は、その範囲と再委託先を記載すること。

③提出先

八戸市 商工労働まちづくり部商工課 次世代エネルギー導入・産業創造推進室
住所：〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号（八戸市庁別館5階）

④提出期限

令和8年7月30日（木）17時まで（必着）

⑤提出方法

持参又は郵送で提出すること。

⑥提案に係る留意事項

- ア 企画提案は1者につき1提案とすること。
- イ 提出された書類は返却しない。
- ウ 提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- エ 書類郵送トラブルによる損害等については、八戸市は一切責任を持たない。

7. 選考及び委託候補者の選定

（1）選考の実施

提出された企画提案書等は、委託候補者選考委員会により書類選考を行う。なお、選考は委託候補者選考委員会において非公開により行うものとし、提案者が1者のみの場合であっても委託候補者選考委員会を実施する。

（2）選考方法

- ① 選考は委託候補者選考委員の合計点数が高い者を委託候補者として決定する。
- ② 合計点数が同点の参加者が複数存在する場合は、別表2の評価項目「業務の理解度」の点数の高い者を上位とする。
- ③ ②により順位が決しない場合は、別表2の評価項目「企画提案力」の点数が高い者を上位とし、以下同様に順位が決しない場合は、次の評価項目から順に点数を比較し、当該評価項目の点数が高い者を上位とする。
- ④ 上記にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、委託候補者として選定しない。
 - ア 合計得点が総得点（満点）の6割未満の場合
 - イ （3）選考項目及び評価基準のいずれかの評価項目において、評価区分をEとした委員が半数以上いた場合
 - ウ （3）選考項目及び評価基準のいずれかの評価項目において、評価区分をFとした委員が2名以上いた場合

（3）選考項目及び評価基準

選考項目及び評価基準は次のとおりとする。

項目	観点	配点
業務の理解度	ビジョン策定の背景や目的、地域産業力強化というねらいを正しく理解しているか。	10
	はちのへホコテンでのブース出展という形式を踏まえ、多様な市民にアプローチするための明確で一貫性のある方針が示されているか。	20
企画提案力	八戸市GX・次世代エネルギービジョン 2050 の存在やその意義について、わかりやすく市民に伝えるための優れたアイデアや工夫があるか。	20
	コンセプトである「未来のエネルギー技術が八戸の日常に溶け込んだ姿」を、ブースのデザインや燃料電池車の演出を通じて、「未来へのワクワク感」を抱ける形で魅力的に表現されているか。	20
実施体制・実績	業務を円滑に遂行するための適切な人員配置が整っており、かつ悪天候等の屋外リスクに対する管理体制（バックアッププラン等）が妥当か。	10
	自治体のイベント企画・運営、環境・GX分野の啓発、または歩行者天国等の屋外イベント出展などの実績があり、確かなクオリティと安全な運営が期待できるか。	10
経費の妥当性	提案内容に対して見積額が適正であり、経費の内訳が明確に示されているか。	10
合 計		100

(4) 採点基準

「(3) 審査項目等」に示すそれぞれの審査項目について、次表中「評価内容」及び「評価区分」に従って、企画提案書等の内容を評価する。

当該評価を基に、同表中「得点化基準」に従って得点化し、評価点を算定する。

評価内容	評価区分	得点化基準
非常に優れている	A	配点×1.0
優れている	B	配点×0.8
標準的である	C	配点×0.6
劣っている	D	配点×0.4
非常に劣っている	E	配点×0.2
評価できない(※)	F	0

※書類に記載がない又は理解度・能力の程度が著しく欠如しているもの

(5) 選考結果の通知

選考結果は、令和8年8月17日(月)までに、提案者全員に、電子メールで通知する。なお、選考結果に関する質問には応じない。

8. 失格事項

次のいずれかに該当する場合、申込又は委託候補者としての決定を取り消す。

- ① 正当な理由なく契約を締結しないとき。
- ② 提出書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- ③ 契約締結前に参加資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- ④ 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方としてふさわしくない
と八戸市が判断したとき。

9. 契約

選考後、委託候補者と企画提案書の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、仕様書を作成する。協議が調い次第、改めて見積書を徴収し、予定価格以内の場合、法令等に則り、委託契約を締結する。

10. 留意事項

- ① 参加表明等について取り下げる場合、市担当者に電話連絡のうえ、速やかに「辞退届(取下願)(様式5)」を提出してください。
- ② 提出された書類は、原則として八戸市に対する情報公開請求の対象文書となる。
- ③ 本業務の取組状況や成果については、随時、市のホームページや広報誌で公開する場合がある。
- ④ 本プロポーザルの参加(企画提案書等の作成・提出等)に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

11. 問合せ先

八戸市商工労働まちづくり部商工課 次世代エネルギー導入・産業創造推進室

住 所：〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号（八戸市庁別館5階）

電 話：0178-43-2162

メール：shoko@city.hachinohe.aomori.jp

12. 関係書類

- ・様式1 質問書
- ・様式2 参加申込書
- ・様式3 経費積算書
- ・様式4 誓約書
- ・様式5 辞退届（取下願）
- ・様式6 業務委託共同企業体協定書

【参考】

○地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （１）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （２）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- （１）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （２）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （３）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- （４）地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- （５）正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- （６）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- （７）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○八戸市財務規則

（一般競争入札の参加者の資格）

第 114 条 市長又は契約担当者（以下「契約担当者等」という。）は、一般競争入札に参加しようとする者が令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。